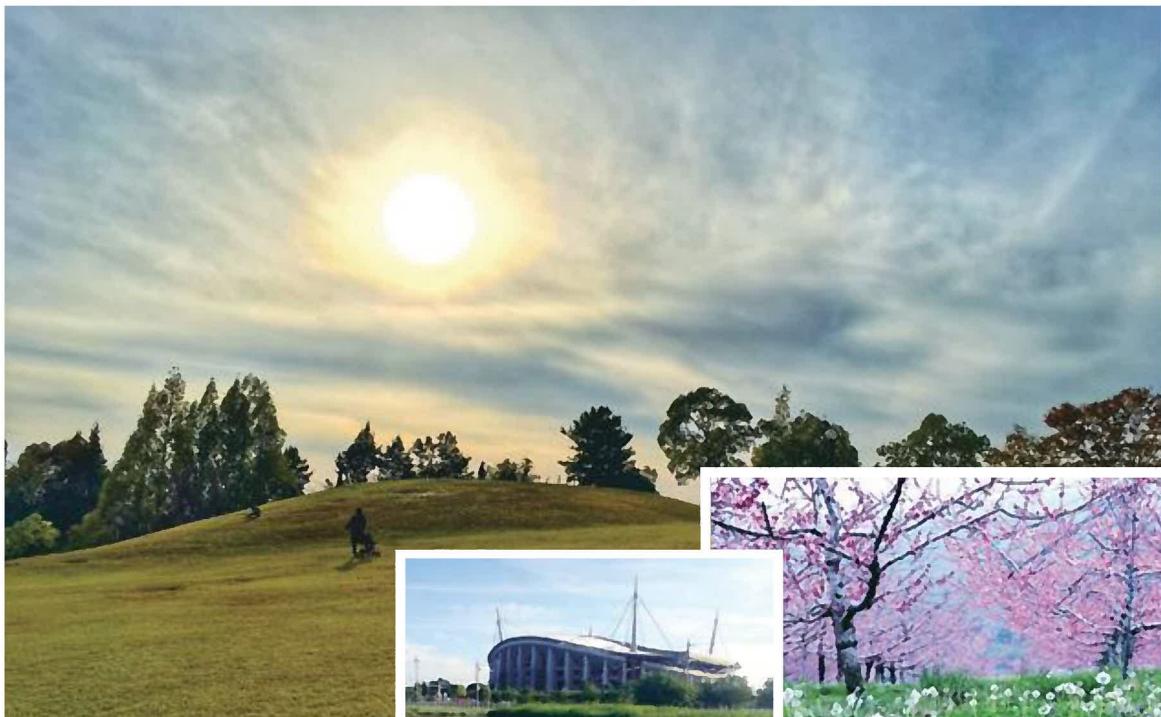


# 豊田市景観計画 のあらまし

人と自然と産業が響きあう いちばん美しいまち・豊田



令和3年 豊田市

# 豊田市景観計画の概要について

豊田市は、景観形成の主役である市民・事業者の皆さんとともに、豊田市らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいくため、良好な景観形成のための目標、方針や行為の制限などを示す「豊田市景観計画」を平成20年3月に定めました。

## 1 豊田市景観計画とは

「景観法<sup>※1</sup>」に基づき、豊田市が作成する「良好な景観の形成に関する計画」のことです。

※1：景観に関する総合的な法律（平成16年公布）。

## 2 計画の内容

## 3 計画の対象区域

- ① 計画の対象区域
- ② 目指すべき景観像と4つの基本目標及び景観形成の基本方針
- ③ 景観形成のための行為の制限に関する事項
- ④ 重点的に取り組む景観施策

市全域

## 4 目指すべき景観像と4つの基本目標

### ■目指すべき景観像

### ■4つの基本目標



※2：活発な「産業」と水と緑の豊かな「自然」が、「人」を介しながら互いに融合し、美しい豊田市を形成していくことを表現しています。また、自らのまちが「いちばん」であるという誇りを抱くことができるまちの形成を目指すことを表現しています。

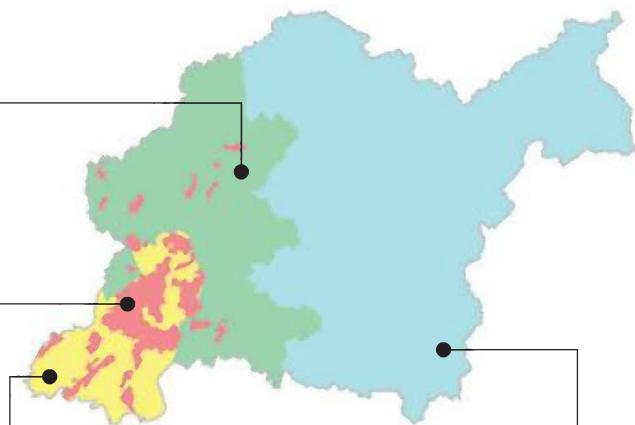
## 5 景観形成の基本方針（ゾーン別）

市内には、事務所や商業ビル、住宅などが集まる市街地の景観、里山に囲まれた農山村の景観、自然豊かな山林の景観など、地形や土地利用形態などにより、さまざまな特色ある景観がみられます。

そこで、地域の特色に応じて市内を4つのゾーンに分け、それぞれに景観形成の基本方針を定めています。

### 都市近郊自然共生ゾーン

- 多様な生物が生息できる環境を有した景観を形成する。
- 心和む美しい住宅地景観を保全する。
- 周囲の里山などの自然景観と調和した住宅及び工場の景観を形成する。
- 地域の歴史を物語る景観資源を保全・活用する。



### 市街地ゾーン

- 水と緑で繋ぐうるおい豊かな景観を形成する。
- 人とくるまからの視線に配慮した美しいまちなみ景観を形成する。
- 市の「顔」にふさわしい質の高い市街地景観を形成する。
- 地域の歴史文化を活かした魅力的な景観を形成する。
- 緑豊かで広がりが感じられる工場景観を形成する。

### 都市・田園共生ゾーン

- 広がりのある田園景観と山並みへの眺望景観を保全する。
- 落ち着きの感じられる住宅地内の景観を守り育む。

### 森林環境共生ゾーン

- 森林の適切な維持管理により美しい山並み景観を保全する。
- 山村に残る地域文化を継承したまちなみ景観を形成する。
- 地域の拠点にふさわしいまちなみ景観を形成する
- 歴史的な趣を際立たせる資源を活用し、魅力あるまちなみ景観を形成する。

## 6 重点的に取り組む景観施策

次のような取組により、豊田市らしい魅力ある景観づくりを進めます。

### 共働による取組

- 市民が主体となる取組
- 市民と行政の協力による取組
- 行政が主体となる取組

施策	
1.市民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>①民間活動の促進</li><li>②建築物の修景</li></ul>
2.景観学習の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>①市民の自主的な景観学習の推進</li><li>②学校教育への景観学習の導入支援</li></ul>
3.重点地区の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>(中心市街地地区、国道248号地区、足助地区)</li></ul>
4.屋外広告物の規制	<ul style="list-style-type: none"><li>①屋外広告物の掲出に関する意識啓発</li><li>②現行規制の見直しと取組の拡充</li></ul>
5.道路の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>①無電柱化の推進</li><li>②舗装の美化化、ガードレール・照明柱のデザイン向上</li><li>③サイン案内板のデザイン向上</li><li>④緑化の推進</li></ul>
6.水と緑の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>①公園の整備</li><li>②親水空間の整備</li><li>③民有地の緑化の推進</li></ul>
7.公共建築物の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>①質の高い施設の建設と適切な維持管理</li><li>②敷地内の緑化</li></ul>
8.行政による景観誘導に関する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>①規制区域の指定</li><li>②景観誘導の仕組みの実施</li></ul>

## 8 景観形成のための行為の制限に関する事項

# 建築物等の届出制度のあらまし



この制度は、「豊田市景観計画」に基づき、まちの景観を構成する重要な要素となる建築物や工作物などのうち、一定規模以上のものについて景観に配慮していただくことで、豊田市らしい景観まちづくりを進めるための制度です。

## どんな制度？

建築物などの新築・増築・改築を行う場合で、届出の対象となる行為は、あらかじめ、豊田市の景観形成基準に適合するように配慮をした上で、豊田市に届出をしていただきます。

Q 建築物以外には何が対象ですか？

A 工作物や開発行為が該当します。

Q 届出の対象となる行為とは何ですか？

A 例えば、一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う場合が該当します。詳しくは、右側のページをご覧ください。

Q 景観形成基準とは何ですか？

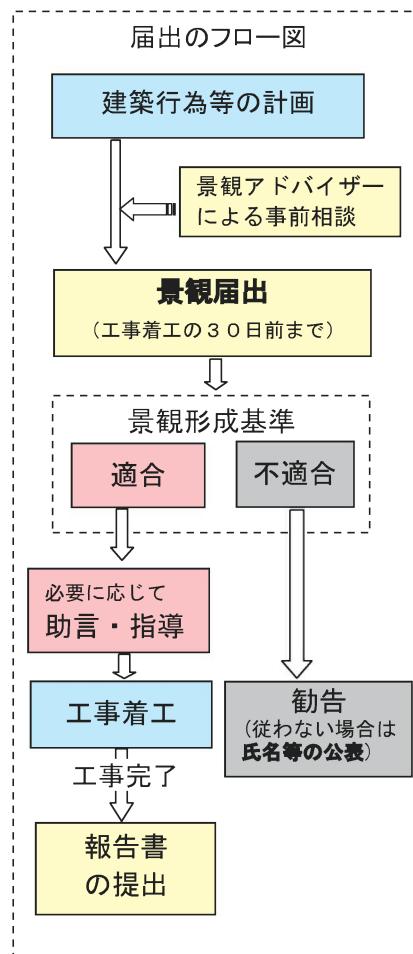
A 景観計画では、豊田市全域を大きく4つに区分し、それぞれについて、景観形成の方針を決めています。その方針に従い、建築物等について良好な景観を形成する上で配慮するよう定めたルールを景観形成基準と言います。詳しくは右側の見開きページをご覧ください。

Q 届出について具体的に教えてください。

A 提出いただく書類は、「景観計画区域内における行為届出書」「景観配慮事項記述書」及び位置図、平面図等の図書です。詳しくは市役所建築相談課の窓口でお尋ねいただくか、市ホームページから必要なものをダウンロードしてください。

Q 届出はいつまでに提出すれば良いですか？

A 建設等の工事を始める30日前までに提出してください。



## 7 景観計画に定めるその他の事項

### ■景観重要建造物及び景観重要樹木

地域の個性ある景観づくりの核として、維持、保全及び継承を図るために、次に掲げる指定方針に基づき、所有者の意見を聴いた上で指定していきます。

#### 【景観重要建造物の指定方針】

- 地域の景観上のシンボルとなる建造物
- 良好な景観形成の模範となる建造物
- 市民に親しまれ、愛されている建造物 など

#### 【景観重要樹木の指定方針】

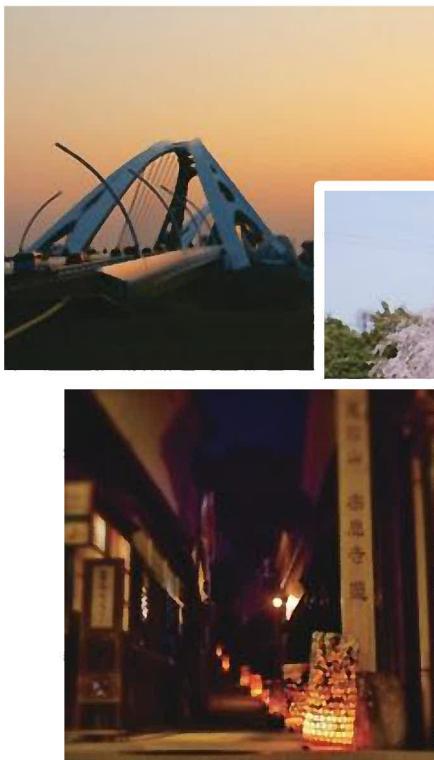
- 「豊田の名木」に指定されている樹木
- 樹高や樹形が地域のシンボルとなる樹木
- 地域の歴史・文化に密接に関わりがある樹木

### ■景観重要公共施設

「道路」、「河川」、「都市公園」等の公共施設のうち、特に景観上重要な公共施設においては、施設管理者と協議の上、整備に関する事項を定め、魅力的な景観となるよう積極的に取り組んでいきます。

### ■屋外広告物の設置に関する制限

屋外広告物条例などの基準を遵守することに加え、色彩、デザインなどに関する事項を定め、良好な広告景観を形成していきます。



■景観計画の詳細に関しては、市ホームページをご覧ください。

発 行 豊田市都市整備部建築相談課

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所（西庁舎4階）

TEL 0565-34-6649 FAX 0565-34-6948

E-mail keikan@city.toyota.aichi.jp 市ホームページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>

## 届出対象行為

### ■建築物及び工作物

用途地域等	建築物届出対象行為	工作物 <sup>*1</sup> 届出対象行為
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	次のいずれかに該当するもの ・高さ 10m超 ・建築面積 500 m <sup>2</sup> 超 ・立面積 500 m <sup>2</sup> 超	次のいずれかに該当するもの ・高さが 10m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあっては、その高さが 5m超、かつ、当該建築物の高さとの合計が 10m超
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域、近隣商業地域 商業地域	次のいずれかに該当するもの ・高さ 13m超 ・建築面積 1,000 m <sup>2</sup> 超 ・立面積 1,000 m <sup>2</sup> 超	次のいずれかに該当するもの ・高さが 13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあっては、その高さが 5m超、かつ、当該建築物の高さとの合計が 13m超
準工業地域、工業地域 ただし、道路境界線からの距離が 50m 以内の区域に限る	次のいずれかに該当するもの ・高さ 15m超 ・建築面積 1,000 m <sup>2</sup> 超 ・立面積 1,000 m <sup>2</sup> 超	次のいずれかに該当するもの ・高さが 15m超
工業専用地域 ただし、道路境界線からの距離が 50m 以内の区域に限る	次のいずれかに該当するもの ・高さ 15m超 ・建築面積 2,000 m <sup>2</sup> 超 ・立面積 2,000 m <sup>2</sup> 超	・建築物と一体となって設置されるものにあっては、その高さが 10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が 15m超
市街化調整区域 都市計画区域外	次のいずれかに該当するもの ・高さ 10m超 ・建築面積 500 m <sup>2</sup> 超 ・立面積 500 m <sup>2</sup> 超	次のいずれかに該当するもの ・高さが 10m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあっては、その高さが 5m超、かつ、当該建築物の高さとの合計が 10m超

※1：土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので次に掲げるものをいいます。

- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、横断歩道橋、二線橋、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの（幅員が 4m 超又は延長が 10m 超のものに限る。）
- ・製造施設、貯蔵施設、配水施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗地お並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- ・野球場、庭球場等の運動施設、垣、さく、塀及び門、人形や銅像等のモニュメント

### ■開発行為の届出対象行為

用途地域等	届出対象行為
ゾーン全域	・開発区域の面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の開発行為 <sup>*2</sup>

※2：主として住宅用地等の土地利用を目的とした土地の区画形質の変更を行う事業で開発区域の面積が 1,000 m<sup>2</sup> 以上のものをいう。

## 景観形成基準

### ■ゾーン別の景観形成基準

項目	地域	市街地ゾーン		都市・田園共生ゾーン	都市近郊自然共生ゾーン	森林環境共生ゾーン
		商業地域、近隣商業地域	左記以外			
	地形	—	—	—	既存の地形を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。	—
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣り合う建築物の壁面位置を極めるよう配慮する。</li> <li>道路などの公共空間側は可能な限り緑化に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化に努める。</li> <li>工場、倉庫においては、周囲への圧迫感を軽減するよう、敷地境界からの距離を多くとるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化に努める。</li> <li>工場、倉庫においては、周囲への圧迫感を軽減するよう、敷地境界からの距離を多くとるよう努める。</li> </ul>	—	—
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の建築物やまちなみとの調和や統一感に配慮する。</li> <li>商業・事務系の建築物は、にぎわいと品位を高めるデザインとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の建築物やまちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の建築物やまちなみ及び自然景観との調和に配慮するよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山並みの眺望を乱さないよう配慮し、建築物の高さは可能な限り低くするよう努める。</li> </ul>	—
建築物	色彩 (外壁・屋根・建具等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>●色相が OR~10YR の色彩は、彩度 6 以下とする。</li> <li>●色相が O.1Y~10Y の色彩は、彩度 4 以下とする。</li> <li>●上記以外の色相を用いる場合は、彩度 2 以下とする。</li> <li>●ただし、見付面積の 10%以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>●色相が OR~10YR の色彩は、彩度 4 以下とする。</li> <li>●色相が O.1Y~10Y の色彩は、彩度 4 以下とする。</li> <li>●上記以外の色相を用いる場合は、彩度 2 以下とする。</li> <li>●ただし、見付面積の 5%以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>●色相が OR~10YR の色彩は、彩度 4 以下とする。</li> <li>●色相が O.1Y~10Y の色彩は、彩度 4 以下とする。</li> <li>●上記以外の色相を用いる場合は、彩度 2 以下とする。</li> <li>●ただし、見付面積の 5%以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派手な色は用いない。使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>●色相が OR~10YR の色彩は、彩度 4 以下とする。</li> <li>●色相が O.1Y~10Y の色彩は、彩度 4 以下とする。</li> <li>●上記以外の色相を用いる場合は、彩度 2 以下とする。</li> </ul>	—
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。</li> <li>やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した扱い等を設ける。または緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。</li> <li>屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られるに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した扱い等を設けて周囲の景観を阻害しないようにする。</li> </ul>	—	—	—	—
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>埠等を設ける場合は可能な限り生垣とするよう努める。</li> <li>敷地内には樹木や花壇を設け、四季を演出するよう努める。</li> <li>駐車場や荷捌き場は道路等の公共空間から目立たないように、沿道部は可能な限り緑化に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埠等を設ける場合は可能な限り生垣とするよう努める。</li> <li>敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出するよう努める。</li> <li>工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木の植栽に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埠等を設ける場合は可能な限り生垣とするよう努める。</li> <li>敷地内には樹木や花壇を設け、四季を演出するよう努める。</li> </ul>	—	—

### ■全ゾーン共通の景観形成基準

作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源等の状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物本來の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。</li> <li>擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。</li> <li>退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の各ゾーン、地域における色彩の景観形成基準と同じとする。</li> </ul>
開発行為	位置・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。</li> <li>やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、または緑化等を図るなどして、周囲に圧迫感を与えないように工夫する。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。</li> <li>敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。</li> <li>周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。</li> </ul>

※ 各行為制限の冒頭に●印のあるものは、その基準に合わない場合、是正の勧告を行います。

